

# 特殊法人に関する調査 結果報告書

- 公団、事業団等の財務内容等に関する  
調査結果のフォローアップを中心として -

平成14年7月

総務省行政評価局

(労働福祉事業団に関する部分抜粋)

< 通知事項 >

### **労働福祉事業団の融資事業**

労働福祉事業団の融資事業は、労災保険に加入している中小事業主等に対して、労働災害防止のための施設・機器整備等に必要な資金の貸付けを行うものである。財政投融資資金(財政投融資の仕組みの下で、従前の資金運用部又は現行の財政融資資金特別会計から借り入れた資金を指す。以下「財投資金」という。)を原資として、調達金利と同じ金利で貸付けを行っている。

財務調査では、市中金利の低下に伴い発生した多額の繰上償還に伴う利息収支差が労働保険特別会計からの交付金で補てんされていることから、交付金の投入抑制を図るため、「貸付先から繰上償還があった場合に対応する制度の導入(注)について検討することを課題として提起した。

(注)従前から、財投機関による貸付けについて、貸付先から財投機関に対する繰上償還は可能であったが、財投機関から資金調達元である資金運用部への繰上償還は認められていなかった。

しかし、財政投融資と市場メカニズムとの調和を一層促進するため、平成9年度の新規借入分から、繰上償還に係る損害金の支払いを前提として財投機関から資金運用部への繰上償還を行うことができる仕組みが導入されたことに伴い、9年度以降、繰上償還を行う貸付先から損害金を徴収する制度を導入することにより、これらの機関から資金運用部に対する繰上償還が可能になった。平成13年度の財政投融資制度改革の後も、仕組みは同様である。

その後の状況を見ると、貸付金の回収が進む一方、新規の貸付けが低迷を続けた結果、貸付残高そのものが減少を続け、平成12年度には210億円と8年度の55パーセント(ピークである4年度の24パーセント)となっており、また、13年度からは新規貸付けを行っていない。

本事業について、整理合理化計画では、「金融関係業務は廃止する」ことが決定されている。

### **労働福祉事業団の労働福祉事業(労災病院の設置・運営)**

労働福祉事業団の労働福祉事業は、被災労働者の円滑な社会復帰の促進のため、労災病院(計37病院)を設置・運営しているものである。労災病院については、施設・設備の整備の原資は、労働保険特別会計からの出資金(平

成 12 年度末までの累計 6,597 億円) であるが、運営には交付金等は投入されていない。

財務調査では、労災病院の経営は昭和 63 年度以降連続して当期損失を生じていることから「事業費の一層の削減」が必要であり、また、労災病院における労災患者の比率が平成 8 年度で約 6 パーセントにまで低下するなど労災病院の果たす役割が変化する中で、「特殊法人等の整理合理化について」(平成 9 年 12 月 26 日閣議決定)において、その運営の在り方について統合及び民営化を含め検討することとされており、労災病院の再編合理化を進める上でも、「当期損失を解消し赤字経営から脱却する必要性は高い」と課題を提起した。

その後の状況をみると、労働福祉事業団では、共通役務業務の民間委託化を進め経費の節減に努めるとともに、赤字病院等の中期経営改善計画、個別の労災病院等の再編計画を策定するなど組織の再編と業務の合理化の取組を進めてきている。しかし、毎年度当期損失を計上(平成 12 年度 140 億円)しており、累積欠損金が増大(12 年度末 2,218 億円)している。

本事業については、整理合理化計画においても、「労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図る」ことが決定され、この「再編の対象外となる労災病院については、廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管する」ことと決定されていることから、労災病院の再編と業務の合理化に向けて、一層の取組が必要である。